

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 8月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）のポンプ（A、B）出口逆止弁（2台）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）潤滑油フィルタ用ドレン配管に振動が認められたため、当該配管を点検・修理	D	10月15日再審議にてグレード変更 C → D 10月7日再審議にてグレード変更 D → C
3	2号機	主復水器レベル調整弁（A）のグランド部にリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	取水設備トラベリングスクリーン（D）本体側洗浄水配管フランジ部より海水のリーク（連続滴下）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の架台基礎部に接続されたアース線に外れが認められたため、当該アース線を取付	D	
6	4号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクの点検においてストレナ上部にキムタオルらしき切れ端（約30mm×30mm）が認められたため、当該切れ端を回収	C	
7	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C）入口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
8	4号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用冷凍機（C）の海水入口弁に動作不良（全開しない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
10	5号機	復水貯蔵タンクレベル記録計の記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンクのレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	6号機	タービン建屋バッテリー室用空調機の入口フィルタに目詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
13	6号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系用フィルタスラッジ貯蔵タンク（A）攪拌用水入口弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ脱気器（A）レベル調節弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	その他	運用補助建屋常用空調冷水系冷凍機（A）用潤滑油ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで